

## 商法

### 第1 設問1

1 Dは、本件取引が利益供与（会社法（以下、法名省略）120条1項）に当たるとして、Aに対しては120条4項、会社法施行規則（以下、規則）21条1号、847条1項、3項を根拠として、B,Eに対しては120条4項、規則21条2号、847条1項、3項を根拠として、Cに対しては120条3項、847条1項、3項を根拠として本件訴えを提起したと考えられる。

2 では、本件取引は利益供与にあたるか。

(1) 本件取引は、甲社の株主CからC所有の本件土地を2億円で買い取るものである。そして、本件土地の適正価格は2億円である。

よって、甲社に損失はないものの、「利益」が「著しく少ない」といえる（120条2項後段）。したがって、本件取引は利益供与に当たると推定される。

(2) もっとも、「株主の権利行使に関し」といえなければ、かかる推定は覆る。

ア この点について、同項の趣旨は、特定の株主に利益が供与され、会社の財産的基礎が害されるのを防止することにある。

そこで、かかる趣旨に反しなければ、推定は覆ると解する。

イ これを本件についてみるに、本件取引は不動産業者からより適切な別の土地が存在するとの情報もたらされたため、いったん見送られることとなっていた。

しかし、Cが納得しなかったため、また、CとDが協力するのをおそれたためになされたものである。

とすれば、上述の趣旨に反するため、上記推定は覆らない。

(3) したがって、本件取引は利益供与に当たる。

3以上より、Dの主張は認められる。

### 第2 設問2

1 甲社は、株式の譲渡制限のある、非公開会社であり、よってDは「株主」に当たる。

2 これに対し、Aらは、Dは本件取引が適正価格であるにも関わらず本件訴えが提起されたとして、「第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合」（847条1項ただし書）に当たり、本件訴えは違法であると主張することが考えられる。かかるAらの反論は認められない。

(1) この点について、同項ただし書の趣旨は、株主代表訴訟が会社の利益のための訴えであることにかんがみ、会社の利益とならない訴えを排除することにあると考えられる。

そこで、上記文言に当たるかは、客観的に判断すべきと解する。

(2) これを本件についてみるに、Dとしては、本件取引は本件土地より倉庫に適した土地があったにもかかわらずなされたものであり、Cが甲社の株主であるために特別に優遇されたと考えている。また、実際に不動産業者から、より適した別の

土地の情報がもたらされていた。以上からすれば、客観的に判断すると、Dが「不正な利益を図」ったり、甲に「損害を加えることを目的」として本件訴えを提起したとはいえない。

(3) よって、上記文言には当たらない。

3 もっとも、386条1項によれば、本件訴えにおいて甲社を代表するのは監査役であるFである。

しかし、Fは甲社の子会社乙社の取締役就任しているところ、これは、335条2項に違反する。よって、Fは甲社を代表できず、本件訴えは適法とはならないのではないか。

(1) この点について、同項によれば、Fは乙社の取締役になることができないのであって、甲社の監査役としての地位が否定されるわけではない。

(2) 以上より、Fは本件訴えにおいて甲社を代表できる。よって、本件訴えは適法である。

以上